

---

## 第 1 章

---

# 創立期の伊豫合同銀行

---



# 第1節 設立の背景

## 1. 激動する時局のなかで

### 太平洋戦争への道

伊予銀行が創立された昭和16年は、まさにわが国の運命が大きく左右される歴史的な年となった。

同年4月以降、野村吉三郎駐米大使とアメリカのハル国務長官との間で、日米開戦の危機打開に向けて交渉が続けられていた。しかし、南方資源の獲得を目的として南進方針を強く打ち出していた日本の軍部は、その拠点確保のため7月末に南部仏印への進駐を開始した。これに対してアメリカは、在米日本資産の凍結、続いて対日石油輸出禁止という報復措置をとったため、日米両国の関係はしだいに悪化の方向をたどっていった。こうしたアメリカの経済圧迫に、やがてじり貧状態に追い込まれるおそれを抱いたわが国は、一挙に戦争による局面の打開をはかろうとした。一方アメリカは、11月に対日交渉の最後通牒ともいべきハル・ノートを提示したが、これは日本軍の中国、仏印よりの無条件即時撤退、蒋介石政権以外の中国政権の否認、日独伊三国同盟の無力化を骨子とするもので、到底わが国が容認できる内容ではなかった。こうして日米交渉が暗礁に乗りあげていた12月8日未明、日本軍のハワイ真珠湾奇襲攻撃によって太平洋戦争の火蓋が切られた。

伊予銀行は、このような日米開戦を間近に控えて、日々緊迫の度を増してきた時期の9月1日、一県一行を標榜した県下銀行の大合同により、「伊豫合同銀行」として発足したのである。

### 3 行合併の動き

戦時体制の強化にともなう国策の一環として、地方銀行では一県一行への転換

がはかられており、昭和15～16年以降、全国各地において地方銀行の合同が急速に進められていた。しかし、この合同は、銀行の経営の合理化、効率化に狙いをおいたものではなくて、むしろ資金の国策的運用をはかるための金融機構再編成という性格を持つものであった。そしてそれが戦時下における銀行のとるべき金融報国の道でもあった。

愛媛県においても、15年秋以降、東・中・南予にそれぞれ確固とした地盤を持つ今治商業銀行・松山五十二銀行・豫州銀行の3行による合併の動きが急速に醸成されてきた。合併については各行においてそれぞれ思惑があったが、大蔵省、日本銀行などの勧奨もあり、互いに大乗的見地に立っての歩み寄りの結果、16年5月12日に合併の覚書に調印が行われた。その要旨は次のとおりであった。

- (1) 3行は時局にかんがみ愛媛県金融界の強化をはかり金融報国に尽くすため、合併して強力な新銀行を創立する。
- (2) 新銀行の本店は松山市におく。
- (3) 新銀行の役員については3行の意向を徴し、大蔵省において選定する。
- (4) 3行の合併条件は対等を目標とするが、その決定は大蔵省に一任する。
- (5) 合併は本年下半期中に行う。
- (6) 3行の役員と店舗は全部新銀行に引き継ぐ。

この覚書にもとづいて合併の諸手続が急速に進められ、16年6月30日に3行により合併契約書の調印が行われた。合併契約書では、3行は合併により解散して16年9月1日に新銀行を設立、その商号を「株式会社伊豫合同銀行」と定めることとされた。また資本金については、3行の資本金の総和となる972万5,000円(払込み782万4,875円)、1株の金額を50円とすることなどが決められた。

このあと7月19日付で大蔵大臣の内認可があり、同月21日、3行はそれぞれの株主総会において合併契約書の承認を行い、各行から次の新銀行設立委員が選任された。

松山五十二銀行	平山 <sup>のり</sup> 徳 <sup>お</sup> 雄	仲田 <sup>かほ</sup> 包 <sup>ひろ</sup> 寛
豫州銀行	佐々木長治	末光千代太郎
今治商業銀行	矢野透	丹下 <sup>たつ</sup> 辰 <sup>よ</sup> 世

以上の設立委員により新銀行の定款の作成その他の合併準備が進められ、8月30日に創立総会を開催する運びとなった。

なお、合併前における3行の貸借対照表は以下のとおりであった。

表1-1-1 松山五十二銀行貸借対照表 (昭和16年8月31日) (単位：円)

資 産	金 額	負債および資本	金 額
現 金 勘 定	2,684,328.828	預 金 勘 定	82,818,169.435
預 け 金 勘 定	1,919,483.54	借 用 金 勘 定	0
コ ー ル ロ ー ン	0	外 国 為 替 勘 定	15,682.61
有 価 証 券 勘 定	55,659,468.94	他 店 借	1,300,841.26
貸 出 金 勘 定	24,306,543.22	雑 勘 定	1,551,744.543
金 銭 信 託	1,602,185.19	株 主 勘 定	5,832,488.00
有 価 証 券 信 託	493,750.00	(資 本 金)	(5,475,000.00)
貸 付 有 価 証 券	157,565.00	(法 定 準 備 金)	( 357,488.00)
外 国 為 替 勘 定	243,503.12		
他 店 貸	1,198,162.37		
代 理 店 貸	0		
動 産 不 動 産 勘 定	1,135,582.59		
雑 勘 定	218,228.05		
株 主 勘 定 (未 払 込 資 本 金)	1,900,125.00		
合 計	91,518,925.848	合 計	91,518,925.848

表1-1-2 豫州銀行貸借対照表 (昭和16年8月31日) (単位：円)

資 産	金 額	負債および資本	金 額
現 金 勘 定	3,474,273.27	預 金 勘 定	66,999,490.04
預 け 金 勘 定	4,313,127.65	借 用 金 勘 定	0
コ ー ル ロ ー ン	0	外 国 為 替 勘 定	0
有 価 証 券 勘 定	37,867,119.85	他 店 借	620,177.35
貸 出 金 勘 定	22,000,324.46	雑 勘 定	1,753,383.89
金 銭 信 託	1,500,000.00	支 払 承 諾	46,500.00
有 価 証 券 信 託	834,100.00	株 主 勘 定	3,300,000.00
貸 付 有 価 証 券	16,008.70	(資 本 金)	(3,000,000.00)
外 国 為 替 勘 定	0	(法 定 準 備 金)	( 300,000.00)
他 店 貸	1,308,274.52		
代 理 店 貸	0		
動 産 不 動 産 勘 定	1,227,389.35		
雑 勘 定	132,433.48		
支 払 承 諾 見 返	46,500.00		
合 計	72,719,551.28	合 計	72,719,551.28

表1-1-3

今治商業銀行貸借対照表 (昭和16年8月31日)

(単位:円)

資 産	金 額	負債および資本	金 額
現 金 勘 定	1,078,873.57	預 金 勘 定	27,608,231.52
預 け 金 勘 定	2,053,218.63	借 用 金 勘 定	3,338,111.00
コ ー ル ロ ー ン	0	外 国 為 替 勘 定	0.20
有 価 証 券 勘 定	15,941,020.09	他 店 借	536,758.60
貸 出 金 勘 定	12,684,465.18	雑 勘 定	628,717.66
金 銭 信 託	0	株 主 勘 定	1,375,000.00
有 価 証 券 信 託	0	(資 本 金)	(1,250,000.00)
貸 付 有 価 証 券	107,769.65	(法 定 準 備 金)	( 125,000.00)
外 国 為 替 勘 定	311,386.09		
他 店 貸	755,229.19		
代 理 店 貸	5,261.38		
動 産 不 動 産 勘 定	491,135.04		
雑 勘 定	58,460.16		
合 計	33,486,818.98	合 計	33,486,818.98

## 新銀行の誕生

新銀行の創立総会は、昭和16年8月30日午前11時から松山市三番町の松山五十二銀行本店において、同銀行頭取平山徳雄を議長として開催された。この総会では定款が原案どおりに承認され、また次のとおり新役員が選任された。

頭 取 平 山 徳 雄 (松山五十二銀行 頭 取)

常務取締役 末 光 千代太郎 (豫 州 銀 行 専務取締役)

同 仲 田 包 寛 (松山五十二銀行 常務取締役)

同 丹 下 辰 世 (今治商業銀行 常務取締役)

(以上代表取締役)

取 締 役 佐々木 長 治 (豫 州 銀 行 頭 取)

同 矢 野 透 (今治商業銀行 頭 取)

同 遠 山 道 (松山五十二銀行 監 査 役)

同 仲 田 久太郎 (松山五十二銀行 取 締 役)

同 新 野 伊三郎 (松山五十二銀行 取 締 役)

同 工 藤 養次郎 (松山五十二銀行 取 締 役)

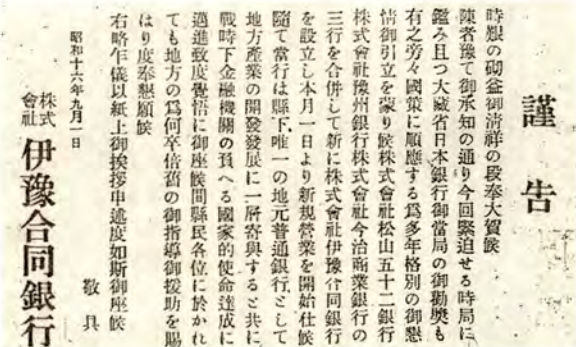
取締役	吉元 誠一郎	(豫州銀行 取締役)
同	小野 三郎	(豫州銀行 常務取締役)
同	菊池 昌幸	(豫州銀行 常務取締役)
同	福岡 正	(松山五十二銀行 取締役)
常任監査役	原 正義	(松山五十二銀行 常務取締役)
監査役	植松 駒三郎	(今治商業銀行 取締役)
同	岡田 喜一	(豫州銀行 常任監査役)

ついで新銀行の役員を代表して平山新頭取から就任の挨拶があり、続いて新銀行の創立に対して日本銀行総裁をはじめ各界代表の祝辞が寄せられた。

こうして新銀行はすべての設立スケジュールを消化し、愛媛県における唯一の普通銀行として9月1日をもって名実ともにスタートを切った。



原始定款



3行合併の新聞広告

なお、伊豫合同銀行の開業時における貸借対照表は次ページのとおりであった。初代頭取に選任された平山徳雄は、明治21年1月大分県臼杵市に生まれ、大正4年京都帝国大学を卒業と同時に日本銀行に入行、函館支店長などを歴任して昭和14年に日本銀行参事に就任した。15年1月に招聘されて松山五十二銀行の頭取となり、16年2月に(旧)伊豫銀行、また同年5月には久万銀行の買収合併に携わり、今回の伊豫合同銀行創立により初代頭取に就任した。

第1章 創立期の伊豫合同銀行

表1-1-4

開業貸借対照表 (昭和16年9月1日)

(単位：円)

資 産	金 額	負債および資本	金 額
現金預け金勘定 (現金)	15,523,305.488 ( 7,237,475.668)	預 金 勘 定 (当 座 預 金)	177,425,890.995 ( 20,958,045.871)
(預 け 金)	( 8,285,829.820)	(特別当座預金)	( 38,529,780.049)
有価証券勘定	109,467,608.880	(通知預金)	( 4,299,637.800)
(国 債)	(52,371,319.950)	(定期預金)	(112,884,317.875)
(地 方 債)	( 1,773,957.200)	(別 段 預 金)	( 754,109.400)
(外国証券)	( 5,027,484.700)	借 用 金 勘 定	3,338,111.000
(社 債)	(37,756,567.050)	外 国 為 替 勘 定	15,682.810
(株 式)	(12,230,634.060)	(売渡外国為替)	( 2,186.860)
(その他勘定)	( 307,645.920)	(外国他店借)	( 13,495.950)
割引手形勘定	5,621,885.070	他 店 借	2,457,777.210
(商業手形)	(5,211,882.470)	支 払 承 諾	46,500.000
(荷付為替手形)	( 410,002.600)	雑 勘 定	3,933,846.093
貸付金勘定	53,369,447.790	(未払株主交付金)	( 74,073.750)
(手形貸付)	(31,732,948.510)	(未払利息その他)	( 2,078,646.730)
(証書貸付)	(16,591,905.930)	{ 未経過割引料 }	{ ( 157,426.280)
(当座貸越)	( 5,044,593.350)	{ そ の 他 }	{ ( 33,596.160)
金 銭 信 託	3,102,185.190	{ 預金利子諸税 }	{ ( 5,998.230)
貸付有価証券	281,343.350	{ そ の 他 }	{ ( 242,047.280)
有価証券信託	1,327,850.000	(仮 受 金)	( 117,499.600)
外国為替勘定	554,889.210	(行員身許保証金)	( 83,482.990)
(買入外国為替)	( 537,763.710)	(引 継 金)	( 1,141,075.073)
(外国他店貸)	( 17,125.500)	(未払送金為替)	( 10,507,488.000)
他 店 貸	3,261,666.080	(旧銀行株主勘定)	( 9,725,000.000)
代 理 店 貸	5,261.380	株 主 勘 定	( 782,488.000)
支払承諾見返	46,500.000	(資 本 金)	
雑 勘 定	409,121.690	(法 定 準 備 金)	
(仮 払 金)	( 50,634.940)		
(立 替 金)	( 358,486.750)		
動産不動産勘定	2,854,106.980		
{ 営業用土地 }	{ ( 2,188,878.870)		
{ 建物什器 }	{ ( 665,228.110)		
(所有動産不動産)	( 1,900,125.000)		
未 払 込 資 本 金			
合 計	197,725,296.108	合 計	197,725,296.108



初代頭取平山徳雄が、後日3行合併の事情について社内誌に寄稿した次の一文がある。

私が日銀函館支店に在勤中の昭和14年12月1日でしたが、秘書役から電話があり至急上京するようにとのことでした。早速上京し結城総裁の私邸におたずねしたところ、「実は1年半ほど前に五十二銀行と仲田銀行とが合併して松山五十二銀行が創立され、これまで頭取を置かずにやっていたが今度ようやく置くようになった。大変ご苦勞だが松山五十二銀行に頭取としていってもらいたい。銀行は小さいが愛媛県では一番大きいし、県金庫もやっているところだ。いずれ近いうちに同行を中心に戦時体制強化のため一県一銀行とする方針だから、その心組みでいていただきたい。是非引き受けてくれるように……」とのことでした。私としては愛媛県のこととも松山五十二銀行のこととも無知でしたので、容易なことではないから再三おことわりしましたが、結局引き受けることになり、15年1月22日頃松山に着き、同月25日の総会で頭取に就任しました。

私の松山五十二銀行頭取就任の目的の一つは、前述のとおり戦争遂行のため一県一行主義をとる、すなわち今の伊豫銀行を創立することであり使命でもありましたが、事情を知れば知るほど困難な仕事ですから——。しかし総裁からの助言もあり、松山に骨をうずめる覚悟で赴任いたしました。

愛媛県下には49ほどの本店銀行があったそうですが、私が着任した頃は、東・中・南予にある今治商業・松山五十二・豫州の3行に大体整理され、伊豫相互貯蓄銀行のほかは松山に(旧)伊豫銀行(頭取新野伊三郎)、久万に久万銀行(頭取篠崎匡介)が残っていただけでした。それで、松山五十二銀行が、(旧)伊豫銀行を16年2月に、久万銀行を16年5月にそれぞれ買収合併し、いよいよ3行合併を行うことになりました。

16年5月に四国銀行大会が徳島市で開かれるのを機会に浜田課長(大蔵省銀行局普通銀行課長 浜田徳海氏)に来ていただき、その帰途5月12日に松山に寄っていただき、即刻日銀松山支店貴賓室で豫州銀行より佐々木長治氏、末光千代太郎氏、今治商業銀行からは矢野透氏、丹下辰世氏、松山五十二銀行からは仲田包寛氏と私の6人、それに浜田課長、鶴原支店長(日本銀行松山支店長 鶴原浩二氏)の8人で「合併覚書き」に調印したのであります。そしてただちに新聞記者諸君に発表したのでありますが、全く抜き打ち的でしたから記者諸君も非常に驚いていたようです。

## 2. 伊豫合同銀行元年の表情

### スタート時の体制

地元各界待望のうちに誕生した伊豫合同銀行は、緊迫する時局を背景にしだいに強化されていく戦時体制のもとで営業を展開していった。

本店は合併契約によって松山市三番町52番地の旧松山五十二銀行本店におき、その本店と76の支店、42の出張所、これに4代理店を含めた123店が昭和16年9月1日を期して一斉に業務を開始した。しかし旧銀行の支店がそのまま新銀行に引き継がれたため、同じ地域で支店が軒を並べるといった珍現象がみられ、そのため同年11月と翌17年3月に、6支店と3出張所2代理店が整理された。

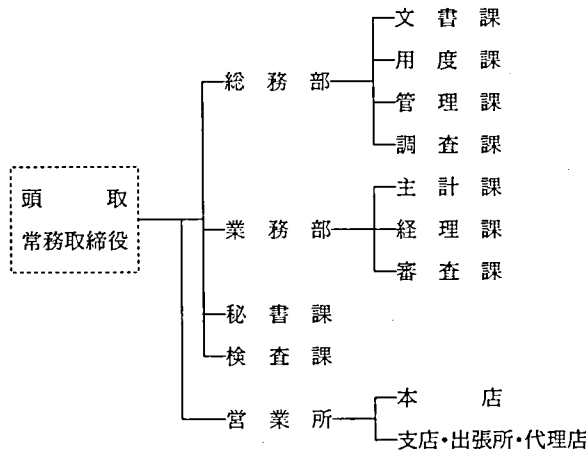


伊豫合同銀行本店

発足時の組織は次ページに示すとおりである。

旧銀行から引き継がれた職員数は1,033人であった。職制としては行員と傭員があり、行員は参事、主事、主事補、書記、書記補、傭員は傭、女子事務員、見習、小使からなっていた。なお、役付者は9月末で108人であった。

一方、業務に関する基本規定としての「内規」が作成された。その内容は、総則・取締役会・監査役会・職制・部課・営業所・任用・勤務および諸給与の9章166条からなり、それぞれに当行の業務運営に必要な事項が定められた。また、内部統制および事務処理を規定する諸規程（例規）も同時に制定された。



### 昨日の敵は今日の友

3行の合併が時代に即した大乘的見地にもとづく対等のものであったとはいえ、旧銀行同士はかつては競争相手であり、また各行が伝統ある特有の経営事情をかかえていたことから、合併当初の「昨日の敵は今日の友」といった寄せ世帯の違和感にはわかには拭えないものがあつた。とりわけ格差のある給与体系と公平を欠く人事についての不満があつた。これは合併前の銀行の給与体系をそのまま新銀行に継承したことと、旧銀行の幹部を中心とする派閥的な空気が職場内に醸成され、それによって人事が左右されがちだつたことによるものであつた。

しかし、新銀行発足時におけるこうした不満も、やがて「経営の要諦は人の和にあり」とする経営方針が浸透していくにつれて、しだいに3行の融和がはかられ、給与面では合併翌年の昭和17年3月には新体系の採用によって不均衡の是正が行われた。

当時、合併にともなう給与、人事などのゆがみが内在していたものの、職場内に連帯意識の高まりがみられたのは、戦時体制下での金融報国という役職員の強い使命感によるところが大きかつたといえよう。

### 創立後初の支店長会議

金融報国の最大の課題は、戦線の拡大で膨張していく戦費を貯蓄によってまかなっていくことであつた。

伊豫合同銀行が発足してから2カ月経った昭和16年11月7日、8日の両日、合併後初めての支店長会議が、三番町の松山銀行集会所で開かれた。開催に先立ち、あらかじめ頭取の意向により、

1. 預金獲得運動に関し行員の奨励方策如何
2. 事務の刷新ならびに能率増進に関する具体方策如何

の2点について全支店長から答申書の提出を求め、会議当日この答申書をめぐって頭取の諮問があり、引き続き答申内容について全体討議が行われた。

11月といえば、当行創立直後、また太平洋戦争開戦直前という行内外ともに緊張状態にあった時期である。このような情勢下に当時の支店長がどのような発想で自店を運営しようとしていたか、以下に答申書の一例(原文のまま)を挙げる。

1. 預金獲得運動に関する件

預金獲得に就ては、小職多年種々研究し相当苦心致し既往に於て実行して相当効果を収めたる方法及び今後も実行致すべき方法を下記の通り簡単に述ぶ。

(1) 店頭に於ては顧客に対し親切丁寧に応待し、他所よりの送金を受取りの場合及び当座小切手にて多額の金を受取り等の場合は、相手先を見て極力当行へ預入方を勧誘する事、此の場合極く親切に応待し相手先に好感を与ふれば他行又は信用組合郵便局等の取引先にてても当行と取引開始する事あり。

(2) 預金勧誘得意先訪問する事。

(イ) 既得意先に対しては、日頃の取引の御礼旁々従来より以上の親密なる取引方依頼する事。

(ロ) 相手先により昼間多忙なる先は、夜間訪問し親しく懇談する事。

(ハ) 新規得意先開拓に付ては、初回の時は営業案内の如きもの持参説明して簡単に懇談し、数日後に再び訪問し相手先に依れば数回訪問依頼する事。(但し相手先に依れば余り度々訪問すれば却って悪感情を抱く事あり、よほど注意を要す。)

(ニ) 友人、親類、趣味等の縁故、<sup>つて</sup>伝手を求めて新規取引先開拓するも効果あり。

(ホ) 不動産、船舶、其他株券売却を聞込みたる場合は、直に訪問預金方依頼する事。(此の点は予め仲介人、株式店へ依頼なし置き連絡をとれば非常に便利なり。)

(3) 営業案内又は何か汽車<sup>[ママ]</sup>時間表の如きもの考案作成し、得意先訪問の際持参す

れば都合良し。

(4) 前述の如く得意先訪問は相当効果あるも店に依れば行員手不足にて、営業時間中には外出出来難し。此の点如何なるや御考慮願ひたし。

2. 事務の刷新並に能率増進に関する事項

(1) 日常取扱ひの諸帳簿、用紙類は順序よく整頓し置き、使用の際混雑を来たす事なく迅速に取り得る様になすこと。

(2) 本店より送達せる諸例規は一冊に綴り、各部門につき見出を容易ならしむるため「エブ」を附す。

(3) 支店・出張所は、人員少数なるが故に数科目分担す。取引頻繁なる時他の手透きの行員を動員し手伝はしむ。此の際伝票に氏名と金額を認め出納係に廻し現金の受理をなし、記入帳・元帳の手入は後にてなす。此れに依り顧客を長く待たす事なく迅速に処理し得。

(4) 徒に煩雑なる事務取扱法は能率増進の障害となるものなれば、立案に注意しなるべく可成危険を防止し得る程度に簡捷かんしやうにす可し。彼の副表及び出納係の取扱ひ法に改善の余地あり。

(5) 常に仕事の順序を工夫し、一定の計画を立てて取扱ひ、唯だ漫然と着手する事を慎むべし。

(6) 電話を以て交渉し、或は返事をなす場合には、要点のみを語り贅弁ぜいべんを慎む。(直接客の応待も親切丁寧を犯さざる範囲に於て此の要領に準ず。)

(7) 各係の連絡乱るる時は能率低下す。机の配置は此の点に注意を要す。

(8) 前以て仕上げ置きて差支なき仕事は着々整理し置く可し。

(9) 往復文書報告は簡明にして適切なるを尊ぶ。物によりなるべく可成簡条書よを宜しとす。

(10) 仕事はなるべく可成昼間に処理すべし。夜間は疲労の為め仕事の分量に影響すること多し。

(11) 健康は能率増進の根源なる可きものなれば、年1回全員の健康診断をなし病気の予防を計り適宜の運動と一定の休養とを与ふべし。多忙なる銀行業務なれども昼食時間三・四十分の余猶あまりを与へ戶外の新鮮なる空気と日光に当らしむ可し。潑刺たる英気を之れに依って養ふ。

このような支店長会議を経て、時局に即応した預金目標額を各営業店に割り当て、各店に専任の預金獲得係を任命して預金勧誘の第一線に配属した。そして目

## 第1章 創立期の伊豫合同銀行

標達成店および個人成績優秀者に対して、表彰状と奨励金を交付する表彰制度を設けた。

支店長会議のちょうど1カ月後に太平洋戦争が勃発した。当行の創立元年となった昭和16年は、大戦勃発という重大時局を迎えたなかであわただしく暮れていた。

## 第2節 戦時体制下の歩み

### 1. 戦局の激化と経済の動き

欲しがりません勝つまでは

劇的な真珠湾奇襲ではじまった太平洋戦争は、緒戦においてこそ日本のめざましい戦果が世界を驚嘆させたが、やがてアメリカの反撃を許すようになり、開戦翌年の昭和17年6月には、早くもミッドウェー海戦での大敗を転機に日米海空戦力の均衡が崩れた。以後、全戦線において日本軍の退勢が目立つとともに海上輸送の道も断たれ、南方からの石油、ボーキサイト、鉄鉱石などの軍需物資が枯渇しはじめた。18年2月にガダルカナル島から日本軍が撤退しはじめてからは、基幹産業用の物資輸送は一段と窮迫した。

このため、政府は18年3月に「戦時行政特別法」を公布して、鉄鋼・石炭・軽金属・船舶・航空機の5産業に総力を傾注する超重点主義生産体制をとった。しかし、物量にものをいわせるアメリカの反攻には抗しきれず、海戦は敗退につぐ敗退で艦船舟艇は底をつき、残るは航空戦に望みをつなぐのみとなった。ここに航空機の増産が至上命令とされ、18年10月の「軍需会社法」の公布により、5重点産業は航空機の生産一本にしぼられた。金融面においても、政府の軍需指定会社に所要資金を供給するため、19年1月、軍需融資指定金融機関制度が発足して指定金融機関から多額の資金が軍需会社に投入された。

このような産業統制だけでなく、国民生活も戦時経済統制の重圧下におかれ、食糧をはじめとする生活物資のほとんどが配給制となった。国民は、「欲しがりません勝つまでは」を合言葉に極端な耐乏生活を強いられた。

19年11月からは、アメリカ軍による本格的な本土空襲で、国内の重要産業は徹底的に破壊され、ついに日本経済は瀕死の危機に直面、もはやわが国は戦争を継続する余力さえなくなった。

### 金融統制の強化

昭和16年12月8日に戦端が開かれるや、政府は直ちに「戦時非常金融対策要綱」を發表し、翌17年から実施に移した。これによる金融界の動きは、「日本銀行法」の公布(17年2月)、「金融統制団体令」の公布(17年4月)とこれにともなう全国金融統制会の設立(17年5月)、「金融事業整備令」の公布(17年5月)および南方開発金庫(17年3月)、戦時金融金庫(17年4月)、外資金庫(20年2月)、共同融資銀行(20年3月)、資金統合銀行(20年5月)の設立であった。

なかでも、17年2月公布の日本銀行法による同銀行の改組は画期的なもので、これにより日本銀行は、株式会社形態からもっぱら国家経済総力の発揮を使命とする特殊法人に改組され、事業内容も戦局の拡大に即応して商業金融中心の方針を改め、軍需品生産力を増強するための産業金融に積極的に乗り出すこととなった。また発券制度についても、16年3月の管理通貨制度の採用と17年2月公布の日本銀行法により、日本銀行は金の保有量とは関係なく大蔵大臣の定める限度で発券できることとなり、ここにわが国は文字どおり管理通貨制度の国となった。

日本銀行の改組に関連して金融統制機構の整備も行われ、金融統制団体令にもとづき金融機関を業態別、地域別の統制会に組織し、それを全国金融統制会によって一手に統制する方策がとられた。この統制会の活動は広範囲にわたっていたが、その中心となったのは国民貯蓄の増強と、蓄積された資金を国家目的に即して適正に配分することであり、その推進力となったのは日本銀行であった。

こうして日本銀行を頂点とする金融機関の組織体が形成され、すべての金融機関は国家目的にそって軍需金融に奉仕することとなった。

なお、前述の金融事業整備令は、従来勸奨または指導によって行われた政府の

表1-2-1 銀行数の推移

年 末	普通銀行	貯蓄銀行	特殊銀行	農工銀行	計	前年比 減少数
昭和 15	286	71	6	5	368	32
16	186	69	6	5	266	102
17	148	69	6	5	228	38
18	101	40	6	5	152	76

後藤新一「日本の金融統計」



銀行合同策に対し、さらに強権による方法を加えたものであったが、実際にはこの法令が発動されることはなかった。しかし、この法令が無言の圧力となったことは否定できず、金融統制の一環である銀行合同は、17年から18年にかけて自主的に促進され、16年末の普通銀行数186行は、18年末には101行へと減少した。

### 愛媛県産業の表情

戦時経済が進展するなかで県内産業も大きく変ぼうしていった。

まず農業についてみると、県下の耕地面積は昭和16年以降減少を続けた。これは耕地が道路、軍用地、工場敷地に転用されたことに加え、応召、徴用による労働力不足で耕作が難しくなったことがその原因である。しかし、戦時下の食糧増産体制と統制により農産物価格は比較的高値を保ち、政府資金の散布もあって、生産の減少にもかかわらず、農村経済は恵まれた環境のなかで推移していった。

これに反して、林業は木材の強制供出による乱伐で森林資源は荒廃、水産業においても戦争の激化にともなって漁獲高は減少の一途をたどった。

工業においては、新居浜の住友関係企業のほか機械、造船などの軍需関連産業に活況がみられたものの、一般民需産業は、生産と消費の統制強化により企業の整理統合が行われて急速に衰退したうえ、労働力と原材料の不足や電力事情の悪化に加えて、度重なる空襲で工場も激減し、生産活動もほとんど停止の状態となっていた。なかでも主要産業であった綿織物業の後退は、戦時における民需産業崩壊の典型的なもので、工場の大部分が軍需工場に転用され、機械はスクラップ

表1-2-2 愛媛県耕地面積の推移  
(単位：町)

年次	総数	前年比増減(△)
昭和16	90,954	△ 6,121
17	90,903	△ 51
18	86,772	△ 4,131
19	85,691	△ 1,081
20	80,192	△ 5,499
昭和16 ～20年		△16,883

表1-2-3 愛媛県の業種別工場数

	昭和16年	昭和20年	減少数
食料品工業	2,309	183	2,126
繊維工業	2,912	115	2,797
化学工業	653	106	547
金属工業	338	16	322
機械器具工業	902	114	788
製材・木製品工業	1,147	183	964
その他工業	2,001	182	1,819

化されるありさまであった。また、伝統産業である製糸業も、16年に「蚕糸業統制法」が公布されてからは漸次整理統合が進められた。

商業活動では、生活必需品の配給統制により衣料品に点数切符制が採用され、ついで食糧もすべて配給となるなど消費生活は極度に規制された。また16年12月には、県が新規の営業を認めない方針を打ち出したこともあって、以後商店の転廃業が相ついだ。

### 愛媛県の金融動向

県下の金融情勢もまた時局を反映してめまぐるしく変化した。

銀行預金は、昭和18年以降、財政支出の増大、農村景気の好転、戦時疎開の受入れ、貯蓄増強運動などによって急増し、16年12月末に3億2,700万円であったものが、4年後の21年3月末には15億7,300万円と約4.8倍になった。当行の預金高は、創立当初は伸び悩んでいたが、戦時下の預金増強策や19年12月の伊豫相互貯蓄銀行との合併によって増加し、県下の銀行預金に占める割合は、16年12月末の58%から終戦翌年の21年3月末には75%に上昇し、地方銀行としての地位を確固たるものとした。

一方、銀行貸出金は県内産業の衰退によって資金需要も少なく、統制団体や造船業など地元の時局産業に対する取引を除いては、せいぜい企業整備関係の見合融資や地方銀行統制会のあっせんによる共同融資をみるにとどまった。その結果、

表1-2-4 愛媛県銀行預金・貸出金の推移 (単位：千円)

年 月 末	預 金			貸 出 金		
	残 高 (A)	うち当行(B)	(B)/(A)	残 高 (a)	うち当行(b)	(b)/(a)
昭和 15.12	272,881	—	—	112,050	—	—
16.12	327,085	190,335	58	124,014	61,925	50
17.12	419,171	234,863	56	148,777	76,645	52
19. 3	553,270	328,285	59	177,598	94,641	53
20. 3	844,453	630,626	75	252,030	144,073	57
21. 3	1,573,238	1,177,515	75	394,507	228,330	58

『愛媛県統計年鑑』より作成

- (注) 1. 当行創立昭和16年9月1日  
2. 昭和18年から決算期変更

余裕資金は国債を主とする有価証券に向けられていった。

## 2. 伊豫相互貯蓄銀行の合併

### 兼営法の制定

日本軍のガダルカナル島撤退を転機に、ようやくアメリカの反撃が本格化しはじめた昭和18年3月、「普通銀行等の貯蓄銀行業務または信託業務の兼営等に関する法律」（兼営法）が公布された。

貯蓄銀行は、明治26年7月施行の「貯蓄銀行条例」、または大正11年1月施行の「貯蓄銀行法」により設立されたもので、零細な貯蓄性預金の安全な保護機関としての役割を果たしてきた。しかし、戦時体制の進展とともに従来の融資対象が減少する一方、資金運用については法により厳重な制限が課せられていたため、軍需融資や統制機関への貸出もできない状況であった。このことから資金運用面では、有価証券、特に低利な国債の占める割合が圧倒的に高くなり、高進するインフレのもとで収益状況は悪化していった。

このような状況のなかで、「資金の吸収、特に大衆預金および長期貯蓄資金の吸収に全能力を発揮せしめる」という政府方針のもとに公布された兼営法によって、普通銀行に貯蓄銀行の兼営が認められることとなった。このことをきっかけとして、普通銀行と経営の困難な貯蓄銀行との合併が具体的に進行するようになった。

### 合併の経緯

兼営法の施行を契機として、伊豫相互貯蓄銀行と当行との間に合併の機運が生じ、さらに大蔵省、日本銀行、県当局の指導とあっせんもあって合併は急速に具体化していった。

伊豫相互貯蓄銀行は、大正10年4月に公布された貯蓄銀行法にもとづいて設立された伊豫貯蓄銀行がその前身である。それまで県下における貯蓄銀行業には、貯蓄銀行条例にもとづいて明治時代後半に設立された松山貯蓄銀行、愛媛貯蓄銀行、それに普通銀行であって貯蓄銀行業務を兼営しているもの11行（今治商業・

伊豫周桑・松山商業・伊豫農業・喜多・内子・大洲商業・(旧)大洲・宇和商業・八幡濱商業・第二十九)、あわせて13行が存在していた。ところが貯蓄銀行法によって、普通銀行が貯蓄銀行固有の業務を営むことを禁じられたため、大正10年12月1日、前記13行の固有あるいは兼営の貯蓄銀行業務を集中統合して伊豫貯蓄銀行が設立された。設立時の資本金は100万円、頭取は仲田傳之助であった。以来、庶民銀行として勤儉貯蓄の鼓吹奨励に努めた結果、相当の業績をあげるまでになったため、共存共栄の精神にのっとして、毎期の純益金を株主と預金者に分配する相互主義をとり、大正15年に行名を伊豫相互貯蓄銀行と改称したものである。

伊豫相互貯蓄銀行と当行は、昭和19年10月25日に合併契約書の調印を終え、12月15日に合併が実現した。合併時における伊豫相互貯蓄銀行の資本金は100万円(うち払込み30万円)、店舗数は16(出張所、特別出張所を含む)であった。合併の条件として、当行の所有する同行の株式9,000株を除き、同行の株式2株に対して当行の株式1株が交付されることとなり、当行は27万5,000円を増資してこれにあてた。この結果、当行の資本金は1,000万円(うち払込み809万9,875円)となった。

この合併により、伊豫相互貯蓄銀行は創業以来23年にして発展的解消を遂げることとなり、ここに名実ともに一県一行が実現し、当行は愛媛県内唯一の本店銀行として地方金融界に揺るぎない地位を確立するに至った。

伊豫相互貯蓄銀行の合併前の貸借対照表は以下のとおりである。

表1-2-5 伊豫相互貯蓄銀行合併前貸借対照表(昭和19年12月14日) (単位:円)

資 産	金 額	負債および資本	金 額
現 預 金	5,037,867.97	預 金	106,108,912.16
有 価 証 券	116,123.38	(うち普通預金)	(26,265,801.13)
(うち国債)	91,784,305.21	(うち定期預金)	(37,237,728.96)
貸 出 金	(59,297,944.70)	(うち定期積金)	(16,929,146.45)
金 銭 信 託	11,572,381.66	(うち国債貯金)	(1,734,549.44)
動 産 不 動 産	403,549.00	(うち据置貯金)	(23,941,686.18)
雑 勘 定	162,584.00	雑 勘 定	2,700,690.29
	295,791.23	株 主 勘 定	275,000.00
		損 益 勘 定	288,000.00
合 計	109,372,602.45	合 計	109,372,602.45

(注)「損益勘定288,000円」は当行所有の伊豫相互貯蓄銀行株式9,000株に対する見合金

なお、合併調印翌日の10月26日、当行は全店に対し次の通達（原文のまま）を発している。

今般時局の要請に基き伊豫相互貯蓄銀行を合併することと相成、昨25日之が調印を了し近く開催の株主総会の議決を経たる上、12月15日を期し実行のことと決定相成候（中略）

就ては今後各店は従来の競争的意識を一擲し、相補ひ相輔け和衷協力全能力を対外的活動に結集し以て貯蓄増強に挺身相成今次合併をして有終の成果を収めしむる様御配慮相成度候

尚此際当行職員にして同行職員を刺戟するが如き言動を弄するにより、将来に禍根を胎し或は貯蓄吸収上の好敵手を失ひたるにより、一時の<sup>と</sup>偷安を貪り之が為徒らに他金融機関をして漁夫の利を得せしむるが如きことなき様<sup>と</sup>蔽に御戒慎相成度此段依命及通牒候也

### 3. 戦時下の経営の推移

#### 銀行経営の変化

戦時経済体制という特殊な経済情勢のもとで、地方銀行の経営も一段と変ぼうを遂げていった。

戦争が苛烈化するにしたがって、軍需会社との関係を強めて軍需融資機関となつた都市銀行とは対照的に、地方銀行は地方産業という従来の融資対象を失い、資金吸収機関としての役割を果たすこととなった。これは商業銀行の職能分化で

表1-2-6 都市銀行・地方銀行有価証券勘定の推移 (単位：百万円)

年 末	都 市 銀 行				地 方 銀 行			
	行数	有価証券	預 金	預証率	行数	有価証券	預 金	預証率
昭和 16	6	5,455	15,453	35%	180	7,343	14,341	51%
17	6	7,537	19,038	39	142	9,461	17,266	55
18	5	10,149	24,683	41	82	11,151	18,431	61
19	5	12,798	34,188	37	73	16,900	26,822	63

後藤新一「日本の金融統計」より作成

あり、この傾向は昭和19年の軍需融資指定金融機関制度の発足により決定的となった。

ここに多くの地方銀行は、資金を低利回りの証券投資に運用せざるをえなくなり、経営状態をしだいに悪化させていった。

### 貯蓄増強策

戦争が長期戦の様相を帯びてくるにつれて、軍事資金の放出はとどまるところを知らない形勢となった。

このような緊迫した情勢をうけて、インフレ防止と国債消化のための強力な貯蓄増強策がとられた。特に戦局の進展にともなって貯蓄増進の関連法令が相ついで出され、半ば強制的ともいえる貯蓄の奨励が行われた。戦意の高揚をも狙った政府主導による国民貯蓄奨励運動をはじめ、国民貯蓄組合への強制加入、福券・勝札（富くじ）の発行など種々の奨励策が講じられた。金融機関もこれに呼応してポスター、ラジオで宣伝に努めたほか、土曜日の午後と日曜日にも臨時開店して預金の受入れを行った。

こうした諸施策のもとで、年々累増する政府の貯蓄目標額に対して、折からのインフレの進行も手伝って毎年目標を上回る実績をあげ、昭和20年度には全国目標600億円に対して獲得実績は673億円にも達した。

当行においても、合併間もない昭和16年11月初めに招集した支店長会議で、早ばやと預金増強策が打ち出されたことは先に触れたとおりである。これに引き続

表1-2-7 国民貯蓄奨励運動目標額と実績 (単位：百万円)

年 度	貯 蓄 目 標 額				実 績	達 成 率
	国債消化 資 金	生 産 力 拡 充 資 金	そ の 他	計		
昭和 16	11,000	6,000	0	17,000	16,020	94.2%
17	17,000	6,000	0	23,000	23,457	102.0
18	21,000	6,000	0	27,000	30,988	114.8
19	33,500	6,000	1,500	41,000	48,489	118.3
20	47,000	13,000	0	60,000	67,392	112.3

『日本金融史資料昭和編』（第30巻）、「国民貯蓄奨励運動概況」より作成

き全行一丸となって推進した預金増強特別運動には、18年の兼営法の施行により当行が貯蓄銀行業務を兼営できるようになったのを記念して、同年8月に実施した「兼営開始記念貯蓄挺身運動」、19年6月に山本五十六連合艦隊司令長官の戦死とアッツ島玉砕に国民的義憤を託して展開した「米英撃滅総進軍貯蓄運動」、続いて11月にブーゲンビル島沖航空戦の戦果にこたえて実施された「ブーゲンビル戦果感謝貯金獲得運動」などがあった。

この間数度にわたり、頭取から決戦下における金融人の自覚と士気の発揚を促す「激励の辞」が全店に発せられた。以下は19年3月20日付「激励の辞」の一節（原文のまま）である。

吾等は須らく戦局の現段階を直視すると共に其の双肩の重責を自覚し、国家の緊急なる要請に応ふべく渾身の努力と熱意とを傾倒せざるべからず。

かの片々たる一身の榮達利己の如き固より誰か論ぜんや。

各位宜しく此の意を体し、大にしては国家のため小にしては当行のため本年度<sup>とう</sup>掉尾<sup>び</sup>の奮闘をなし、以て国民貯蓄の成績をして有終の成果あらしめんことを期せられたし。

最後の審判は正に近づきつつあり。

19年6月、政府の主唱にもとづいて、戦時インフレによる通貨の膨脹と浮動購買力醸成の阻止策として創設された「割増金付定期預金」の募集運動では、「……職場即戦場の決意を以って勇戦敢闘し……」という頭取の切々たる「激励の辞」もあって、当行は愛媛県金融機関全体の72%を消化し、全国7位の成績という快挙をなし遂げた。

戦争が4年目を迎え、国民生活の疲弊が目立ちはじめた20年には、威圧を思わせる政府主導の貯蓄増強運動も展開された。これらの運動の主眼は、有事に備えて退蔵されている手持資金の速やかな吸収にあり、当行もこの趣旨をうけて支店長の街頭進出を奨励し、退蔵現金の吸収に全力を尽くすよう指導している。

当時愛媛県が発行した『昭和二十年度国民貯蓄増強方策』には、「人、物、金凡テノカヲ戦争目的ニ集結スベキ秋ナルニ不<sup>トキ</sup>拘<sup>カクワラズ</sup>『自己ノ金タル以上其ノ使用ハ自己ノ任意ナリ』トシ従来<sup>キヤ</sup>動モスレバ貯蓄実践ニ対スル努力ヲ第二義的ナリトスル向

ニ対シ其ノ觀念ヲ打破スルコト」「貯蓄非協力者ノ絶無ヲ期スルト共ニ貯蓄ノ不徹底ナル地方及部面ノ一掃ニ努ムルコト」などの文言がみえる。

### 内部体制の整備・強化

開戦以来、戦時統制に即応していくための体制づくりは、当行の緊急の重要課題となっていた。

まず機構面では、昭和20年6月に当行が軍需融資指定金融機関に指定されたのをうけて、同年7月に、軍需産業に向けて適正かつ緊急に融資を行う軍需金融課を設置、同時に戦時下の応召、徴用による人手不足対策に取り組むため人事課を独立させた。これによって本部機構は、創立当初の2部9課から次のとおり2部11課となった。

総務部	文書課	用度課	管理課	調査課
業務部	主計課	経理課	審査課	軍需金融課
人事課				
秘書課				
検査課				

事務の面では、人手と物資の不足に対応して銀行事務の簡素化をはかる必要から、18年8月には「内国為替集中決済制度」、同年12月には「当座勘定通帳の廃止」、20年4月には「預金種目の整理」などを実施した。わけても内国為替集中決済制度は、従来全国の各銀行間で個別に決済されてきた銀行間の為替上の貸借を、日本銀行の本支店を通じて集中的に決済するもので、この合理化効果は著しく、人手不足の緩和に役立った。

このほか、時局の要請に応じて店舗の新設、廃止も行われた。17年から19年にかけて預金の受払いのみを取り扱う簡易店舗（特別出張所、特別支店）が設置され、さらに軍需工場拡張地域での店舗の新設も行われた。一方廃止されたものには、3行合併および伊豫相互貯蓄銀行合併による重複店舗の整理があった。こうして内部体制強化のための店舗整備で、店舗数は創立直後から終戦時までの間に、新設(合併による継承を含む)22カ店、廃止33カ店で11カ店が減少して112カ店(本



支店83、出張所27、代理店2) となった。

### 人手不足と女子行員の進出

日華事変から太平洋戦争にかけて、戦闘力のある男子は続々と戦場に送り込まれるようになった。当行でも、軍隊への召集あるいは国民徴用令による軍需産業などへの徴用で休職する者が続出し、男子行員は減少の一途をたどった。昭和18年10月から19年3月までの6カ月間に、当行男子行員の応召と徴用による休職者は76人を数えた。



応召の際の寄せ書き  
(湯浅眞貫氏提供)

18年9月には国民動員の徹底をはかるため、販売店員、車掌など女子で代替できる17職種の簡易事務に男子就業が禁止されたり、男子の雇用制限で新規採用が厳しい制限をうけるなど、男子の労働力不足はますます深刻の度を増していった。当行では、このような事態に対処して女子を本格的に採用することとし、男子にとって代わる女子の活躍に大きな期待をかけることになった。入行時に渡される『女子職員心得』(18年3月編纂)のなかで女子行員の心構えについて次(原文のまま)のように訴えている。

大東亜戦争は真に喰ふか喰はれるかの大決戦で、挙国挙民死の一步手前まで征かなければ勝利を獲得することが出来ない戦争でありまして、余程の覚悟を要するのであります。

目下青年男子は、召されては戦線に困苦欠乏に耐へ命を捨てて第一線の守りに従事し、留まっては銃後生産増強に奮闘を続けてみるのであります。此の時に当って女子と雖も亦無為有閑の生活は絶対に許されないのでありまして、各々その環境なり能力なりに応じて職域奉公の誠を致すべきは申すまでもありません。

要するに男女老若を問はず、国民の一人一人が皇国の楯であり弾丸であるとの心組をもって各々其の与へられた職分を守り、業務に精励するといふことが、此の職

古の非常時に生を享けた我々国民の名誉ある責務であると思ひます。

女子の職場進出が一段と活発になってきたものの、そのほとんどは銀行業務について未熟練で能率の低下は避けられなかった。このため、19年1月から珠算と簿記の習熟を目的とする指導錬成が実施され、女子行員の執務能力の向上をはかった。なかでも珠算錬成は全店一斉にいく度も実施され、また実施に際しては頭取訓示が示達されるなど、女子行員にかかる期待は大きかった。以下は同年3月の「珠算錬成に関する頭取訓示」の一部（原文のまま）である。

（上略）

銀行業務に就ては、今日迄皆さんは言はば男子の補助者として熱心に而もまじめに仕事に専念して頂き、私共非常に感謝致して居る次第であります。こうした男子労務の不足した戦時下に於きましては、今後は女子を主体とした事務体制に而も急速に置き代へなければならなくなったのであります。

即ち今日迄事務補助者であった皆さんは、今後事務責任者として又事務担当者として、男子に代って其の仕事をやって頂かねばならないやうな時局に立至ったのであります。と申しますと、皆さんは果して自分達でそんな仕事出来るのか知ら、と言ったやうな心もとない気持がせられるかも知れません。併しながら皆さんは従来男子でなければやれないと考へられてゐた生産方面に、今日どしどし女子労務が供給せられ、而もすばらしい成績を挙げてゐることをよく御承知のことと思ひます。この事実は何事によらずやりさへすれば女でもやれるのだと言ふ立派な證左であります。

銀行業務は勿論こうした勤労を根底とした仕事とは違ひまして、皆さんの仕事に対する従来 of 真剣さと熱心さを以てすれば、更により以上の成果を収め得るものと、私は固く信じて居ります。

そして私共は皆さんに大きな期待をかけてゐるのであります。

（下略）

錬成後にはさらに能力試験が行われ、その成績が昇給・賞与査定 of 資料とされるほどの徹底ぶりであった。

## 空襲罹災対策

昭和17年4月18日、アメリカ空軍ドウリットル隊のB25が日本本土を初空襲した。太平洋戦争緒戦の相つぐ戦果に酔いしれていた日本の虚をついた出来事であり、軍部を大いに慌てさせた。

先に述べたように、開戦日の16年12月8日、政府は戦争災害の発生による国民経済の混乱を防止するため「戦時非常金融対策要綱」を発表していたが、幸いにもこれまで実際に発動することはなかった。

19年に入って、戦局の形勢が好転しないままアメリカ軍による本格的な本土空襲が必至となってきた6月に、政府は先の要綱を拡大し空襲罹災を直接の対象とする「戦時非常金融対策整備要綱」を決定した。そのなかで預金に関連する主なものは、(1)空襲罹災時の無制限支払い、(2)罹災者に対する期限前支払いおよび簡易払い、(3)戦災地外の銀行店舗での便宜代払いの拡大などであった。

サイパン島陥落後の19年11月から、サイパンを基地とした本格的な本土空襲がはじまった。本土空襲は軍需工場の重点爆撃から大都市の無差別爆撃へとしだいに拡大し、20年に入っていよいよ愛媛県にも広がり、3月18日、県都松山がアメリカ空軍によってはじめて空襲をうけた。やがて県下では連日のように警報が発せられるようになった。当行では各店に特設防護団を結成し、空襲に備えて防火訓練が真剣に行われた。20年5月14日のアメリカ艦載機による松山空襲で、本店は翌日全支店長あてに次のように通知している。

昨日ノ当地方空襲ハ市内ニモ若干機銃掃射ヲ受ケタルモ  
被害極メテ軽微当行店舗ニモ被害無之候條御安心相成度

本土空襲が全国に広がっていくにしたがい、各地で被災する銀行が続出するようになった。当行は、これら被災銀行の教訓をもとに、20年6月、空襲に備えて帳簿の控えに残高抜書表を作成するなど、次の点を厳重に励行するよう全店に通知している。

### 1. <sup>ヌキガキ</sup>抜書交換ヲ嚴重励行ノコト

抜書ヲ怠リタルモノ或ハ他店ヘノ保管ヲ怠リタル為帳簿ノ焼失ニヨリ混乱セル  
店舗アリタル由ナルヲ以テ斯カルコト絶無ヲ期スルコト

第1章 創立期の伊豫合同銀行

2. 抜書後次回迄ノ伝票ハ必ズ元帳ト切離シ嚴重保管ノコト
3. 金庫室又ハ倉庫内部ニ水槽数個ヲ常置スルコト
4. 火災発生セル場合鎮火後モ金庫室又ハ倉庫ノ開扉ヲ急ガザルコト、開扉ヲ急ギタル為内部ニ火災発生セルコトアリ

店舗の整備

店舗の新設、廃止は、時局の要請にしたがって進められた。戦時下の預金増強策として、預金の受払いのみを業務とする簡易店舗（特別支店、特別出張所）の設置が奨励され、さらに軍需工場の拡張などにより資金量が多く貯蓄増強に役立つ地域にも店舗の新設が認められた。一方、当行独自の事情として、3行合併、伊豫相互貯蓄銀行の合併による店舗の継承と重複店舗の発生があり、経営合理化のため店舗の整備が行われた。この結果、当行の店舗は、創立直後の昭和16年10月から終戦までの間に、新設6カ店、継承存続16カ店、廃止33カ店で11カ店が減少し、112カ店（本支店83、出張所27、代理店2）となった。なお、出張所から支店への昇格が10カ店、代理店から出張所への昇格は1カ店、支店から出張所への格下げは3カ店であった。

表1-2-8 店舗新設・整備・廃止

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
下分出張所	16. 9. 1			22. 3. 1 川之江出張所と店名変更
丹原中町出張所		16.10.31	丹原支店	
三芳北出張所		16.10.31	三芳出張所	
桜井栄町出張所		16.10.31	桜井支店	
菊間南出張所		16.10.31	菊間支店	
郡中北出張所		16.10.31	郡中支店	
上灘北出張所		16.10.31	上灘出張所	
一番町代理店		16.10.31	大街道出張所	
壬生川本町支店		17. 2.28	壬生川支店	
砥部南支店		17. 2.28	砥部支店	
津布理支店		17. 2.28	三瓶支店	
郡中南出張所	17. 3. 1			支店から変更
栄町出張所	17. 3. 1			〃
吉田北出張所	17. 3. 1			〃
船越特別出張所	17. 5. 1			

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
盛口特別出張所	17. 5. 1			
大街道出張所		17. 9.30	大街道支店	大街道支店は17.10. 1に三番町支店から店名変更
宮通特別出張所	17.11. 2			
富田出張所	17.11. 2			代理店から昇格
弓削出張所	18. 2.15			
八幡浜新町支店		19. 5.13	八幡浜支店	
宇和島中支店		19. 5.13	宇和島支店	
末広町出張所		19. 5.13	湊町支店	
栄町出張所		19. 5.13	三津浜支店	
常盤町出張所		19. 5.13	今治南支店	
郡中南出張所		19. 5.13	郡中支店	
吉田北出張所		19. 5.13	吉田支店	
今治中浜支店		19. 5.31	(旧)今治支店	
西条栄町支店		19. 5.31	西条支店	
中島支店	19. 6. 1			出張所から昇格
松前支店	19. 6. 1			〃
伯方支店	19. 6. 1			〃
氷見支店	19. 6. 1			〃
新居浜東支店		19. 6.30	新居浜支店	
愛媛県庁支店	19. 7.10			
白浜支店	19. 7.10			
榎町支店	19.12.15			伊豫相互貯蓄銀行から継承
三穂町特別支店	19.12.15			〃
道後湯之前特別支店	19.12.15			〃
米屋町支店	19.12.15			〃
壬生川西支店	19.12.15			〃
西条本通支店	19.12.15			〃
新居浜宮前支店	19.12.15			〃
三島東支店	19.12.15			〃
郡中北支店	19.12.15			〃
久万本町支店	19.12.15			〃
大洲西支店	19.12.15			〃
新町支店	19.12.15			〃
桜町特別支店	19.12.15			〃
堅新町支店	19.12.15			〃
御荘西支店	19.12.15			〃
宇和町出張所	19.12.15			〃
三穂町特別支店		20. 3.16	三津浜支店	
道後湯之前特別支店		20. 3.16	道後支店	
壬生川西支店		20. 3.16	壬生川支店	
三島東支店		20. 3.16	三島支店	
郡中北支店		20. 3.16	郡中支店	

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
久万本町支店		20. 3.16	久万支店	
大洲西支店		20. 3.16	大洲支店	
新町支店		20. 3.16	八幡浜支店	
桜町特別支店		20. 3.16	吉田支店	
宮通特別出張所		20. 3.16	新居浜宮前支店	
宇和町出張所		20. 3.16	卯之町支店	
今出出張所		20. 3.16	土橋出張所	
土橋支店	20. 6. 1			出張所から昇格
大手町支店	20. 6. 1			//
一万支店	20. 6. 1			//
今治本町支店	20. 6. 1			//
日吉支店	20. 6. 1			//
追手支店	20. 6. 1			//

### 空襲と被害

全国にわたり、そして昼夜を問わない焼爆撃で緊張が続いていた昭和20年7月12日の夜、県下でまず宇和島市がB29による焼夷弾攻撃をうけ、当行の宇和島(一部)・堅新町の2支店が焼失した。

ついで7月26日夜から27日未明にかけての松山大空襲では、旧市内の大部分が焼け野原となった。松山市では26日の昼間から間断なく警戒警報が発せられており、市民は無気味な予感を抱きつつ夜を迎えたが、深夜の11時26分空襲警報が発令され、追いかけるようにB



焦土と化した松山市街

29の大編隊が上空に不敵な姿を現した。無差別に市内全域にわたり焼夷弾の雨が降りそそいだとみるや、たちまち全市は火の海となった。当行の本店に火の手が回るのも早かった。当時、本店にも警防団が組織されて防空・防火体制がとられていた。警報の発令

と同時に警防団員は本店に駆けつけ、あらかじめ定められていた警備部署についていたが、火勢はつのも一方の手を施しようもなく、ついに本店は猛火に包まれて焼け落ちた。この空襲により、本店・本町・湊町・一万・大街道・南・土橋・大手町・木屋町・榎町の10カ店が全焼した。

さらに7月29日には宇和島市の鶴島町支店が再度の空襲で焼失、8月5日の夜には今治市が襲われ、今治（一部）・今治南・旭町・米屋町・今治本町の5支店が罹災した。

以上の空襲によって当行が被った損害は、全焼16カ店、一部焼失2カ店の計18カ店にのぼった。しかし、これらの罹災店舗は、空襲に備えた事前対策と空襲時の防火活動によって重要書類のほとんどが焼失を免れた。そして罹災後は直ちに日本銀行松山支店の2階や愛媛県庁をはじめ、各罹災地で幸いにも難を逃れた僚店や民家を仮営業所として営業を続けた。

一方、日本銀行は、7月28日の愛媛新聞紙上に、罹災地の預金や戦争保険金の支払いについては、銀行において万全の準備がなされているとの支店長談話を発表して、動揺する罹災者の不安感を取り除くことに努めた。

8月6日に広島、ついで9日に長崎に原子爆弾が投下された。刀折れ矢尽きた日本は、10日の御前会議でついにポツダム宣言の受諾を決定、8月15日の終戦の詔勅によって太平洋戦争はようやく終結となるのである。

#### 4. 営業の推移

当行は、創立から太平洋戦争終結までの約4年間は、強力な戦時統制のもとに国家的資金吸収機関の地位におかれた。この間、労働力不足、物資の欠乏に加えて空襲による被害もあり営業は難渋を極めたが、業績は比較的順調のうちに推移した。

#### 預 金

預金は政府資金の散布、農村所得の増大、貯蓄増強運動の展開などにより順調

な伸びを示し、昭和16年の創立当初1億7,700万円であった預金は、20年9月末には7億8,300万円と約4倍となった。特に18年後半からは食糧増産関係の補助金と水害復旧資金の交付、そして企業整備資金の放出などがあり、さらに19年に入っては引揚者、疎開者の預金受入れという特殊事情も加わって、第7期(19年9月期)の預金は期中に9,300万円増加して4億2,000万円となった。19年12月には伊豫相互貯蓄銀行との合併もあって、第8期(20年3月期)の増加額は2億800万円という記録的な伸びを示した。20年4月以降には、県内主要都市の戦災で被災地に経済秩序の混乱がみられはしたものの、終戦前後のインフレの顕在化により預金の増勢は衰えをみせなかった。

科目別構成をみると、戦争末期には長期戦による企業活動の疲弊を反映して当座預金のウェイトが減り、また戦局の悪化による社会不安の高まりで、国民の預金に対する関心が、簡単に払戻しのできる普通預金に集まった結果、普通預金が急増し、その反動で定期預金のウェイトが低下した。20年に入ってから、企業

表1-2-9 当行預金残高の推移  
(単位：千円)

期 末	残 高	増加率
第1 (16.12)	190,335	21.8%
2 (17. 6)	214,345	25.2
3 (17.12)	234,863	19.1
4 (18. 6)	264,192	25.0
5 (18. 9)	279,058	22.5
6 (19. 3)	328,285	35.3
7 (19. 9)	421,979	57.1
8 (20. 3)	630,626	98.9
9 (20. 9)	783,268	48.5

(注) 増加率は年率に換算

表1-2-10 当行預金の科目別構成  
(単位：%)

期 末	当座預金	普通預金	定期預金	その 他	合 計
第1 (16.12)	13.5	25.3	61.1	0.1	100.0
2 (17. 6)	13.7	25.5	60.6	0.2	100.0
3 (17.12)	13.1	25.5	61.1	0.3	100.0
4 (18. 6)	13.8	26.3	59.6	0.3	100.0
5 (18. 9)	13.0	25.8	60.2	1.0	100.0
6 (19. 3)	11.5	27.5	56.3	4.7	100.0
7 (19. 9)	12.1	26.1	54.1	7.7	100.0
8 (20. 3)	7.6	26.7	55.0	10.7	100.0
9 (20. 9)	5.0	31.3	49.9	13.8	100.0

(注) 1. 普通預金は特別当座預金・普通預金・通知預金の合計  
2. 定期預金は据置貯金を含む



整備の補助金、建物強制疎開の補償金、空襲被災による戦争保険金の支払いで、その他の「特殊預金」の増加がひときわ目立った。ちなみにこの特殊預金というのは、支払人が前記のような特定の支払金について、現金決済をせずに受取人の特殊預金口座に振り込むもので、振り込まれた資金は5年間封鎖される制度の預金であった。

## 貸出金

預金の伸長に比べ貸出金の増勢は緩慢で、創立当初5,900万円であった貸出金は20年9月末で1億9,000万円と約3倍に増加したにとどまった。その結果、預貸率は

表1-2-11 当行貸出金残高の推移 (単位：千円)

期	末	残高	増加率	預貸率
第1	(16.12)	61,925	14.9%	32.5%
2	(17.6)	69,012	22.9	32.2
3	(17.12)	76,645	22.1	32.6
4	(18.6)	77,811	3.0	29.5
5	(18.9)	81,668	19.8	29.3
6	(19.3)	94,641	31.8	28.8
7	(19.9)	113,605	40.1	26.9
8	(20.3)	144,703	54.7	22.9
9	(20.9)	190,817	63.7	24.4

は33.3%から24.4%へと低下した。

これは、経済統制の強化により県内の民需産業や商業がその機能を発揮することなく衰退したために、従来の融資対象を失ったことによるものであった。その代わりに19年以降は、軍需会社法にもとづいて、軍需融資指定銀行である日本興業銀行などを通じて資金を軍需会社に供給する特

(注) 増加率は年率に換算

殊融資が増加した。そして20年6月に、当行が軍需融資指定銀行に指定されるに及んで、軍需会社への直接融資が急増し、貸出金は19年10月から20年9月までの1年間に7,700万円増加した。

## 有価証券

預金が増加する一方で貸出金が伸び悩んだために生じた余裕資金は、有価証券投資に向けられた。なかでも、政府による国債の消化割当てや地方銀行統制会が行った金融債と社債のあっせんが誘因となって、創立時1億900万円であった有価証券は20年9月末には5億2,600万円と飛躍的に膨張した。

有価証券のなかでは特に国債の占める割合が大きく、創立時に5,200万円であっ

表1-2-12 当行有価証券残高の推移 (単位：千円)

期 末	有 価 証 券		増加率
	残 高	うち国債 (有価証券に占める割合)	
第1 (16.12)	123,231	60,380 (49.0) <sup>%</sup>	37.7 <sup>%</sup>
2 (17. 6)	142,516	71,222 (50.0)	31.3
3 (17.12)	154,286	81,473 (52.8)	16.5
4 (18. 6)	185,451	105,088 (56.7)	40.4
5 (18. 9)	193,958	124,821 (64.4)	32.4
6 (19. 3)	229,141	144,059 (62.9)	72.6
7 (19. 9)	292,526	194,222 (66.4)	55.3
8 (20. 3)	462,799	327,209 (70.7)	116.4
9 (20. 9)	526,471	385,195 (73.2)	27.5

(注) 増加率は年率に換算

た国債保有高は、20年9月末には3億8,500万円となり、有価証券全体に占める割合は48%から73%に急上昇した。

#### 損益状況

当行は、創立から終戦時まで全般を通じて比較的順調な業績をあげることができた。これは、戦時における国債の大量保有で低下した運用利回りを資金量の増大によって補ってきたこと、定期預金のウエートの低下で預金コストが低減したことに支えられたものであった。

なお、終戦前後の第9期(20年9月期)には、混迷期における経済情勢の激動から有価証券の伸びが鈍化したことと戦災復興による経費支出の増加で、当期利益金は22万円となり、前期利益金の約30%にまで落ち込んだ。